

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	益城郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県上益城郡益城町大字宮園字辻721-6					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	宇土郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県宇土市浦田町26-2					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	泗水郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県菊池市泗水町豊水3339					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	龍ヶ岳郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸3483-13					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	浜町郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県上益城郡山都町下市56-5					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	御所浦郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市御所浦町御所浦3850-9					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	砥用郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県下益城郡美里町永富352					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	河内郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県熊本市西区河内町大字船津2459					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	鹿本郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県山鹿市鹿本町来民589-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	山鹿郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県山鹿市大字山鹿314					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	菊水郵便局	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県玉名郡和水町大字江田41-4					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	大根占郵便局	輸送施設の使用停止 (106日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県肝属郡錦江町城元1058-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	郡山郵便局	輸送施設の使用停止 (91日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿児島市郡山町162-1					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	菱刈郵便局	輸送施設の使用停止 (87日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県伊佐市菱刈前目2074-3					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	喜入郵便局	輸送施設の使用停止 (80日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿児島市喜入町7013-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	手打郵便局	輸送施設の使用停止 (61日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市下甕町手打786					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	大崎郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県曾於郡大崎町仮宿1098-10					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	末吉郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県曾於市末吉町本町1丁目7-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	岩川郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県曾於市大隅町岩川5628-7					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	牧園郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2078-2					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	横川郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県霧島市横川町中ノ1004-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	重富郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県始良市脇元227-2					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	栗野郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県始良郡湧水町木場151-1					
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	大口郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県伊佐市大口元町11-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	宮之城郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩郡さつま町 宮之城屋地2025-1					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	安心院郵便局	輸送施設の使用停止 (89日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県宇佐市安心院町下 毛2162-16					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	安岐郵便局	輸送施設の使用停止 (85日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県国東市安岐町瀬戸 田633					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	山香郵便局	輸送施設の使用停止 (84日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県杵築市山香町内河野2616-1					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	津久見郵便局	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県津久見市中央町29-11					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	蒲江郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県佐伯市蒲江蒲江浦3394-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	四日市郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県宇佐市葛原780-3					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	野津郵便局	輸送施設の使用停止 (52日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県臼杵市野津町野津市22-2					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	上津郵便局	輸送施設の使用停止 (35日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県中津市本耶馬溪町折元1255-9					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	松浦郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県松浦市志佐町大字里免381-1					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	佐々郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県北松浦郡佐々町本田原免188-7					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	新福岡郵便局巖原集配分室	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市巖原町久田624番					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	豊玉郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市豊玉町仁位1567-1					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	比田勝郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市上対馬町比田勝175					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	有家郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県南島原市有家町久保19-5					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	南有馬郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県南島原市南有馬町乙1315-1					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	島原郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県島原市坂上町6990					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	佐世保西郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市新田町67-3					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	平戸郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県平戸市築地町499-1					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	鷹島郵便局	輸送施設の使用停止 (56日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県松浦市鷹島町神崎免2-6					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	長田郵便局	輸送施設の使用停止 (43日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県諫早市長田町2149-3					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	早良郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県福岡市早良区高取1-1-1					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	和白郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県福岡市東区塩浜1-9-1					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	前原郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県糸島市前原中央2-11-10					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	福岡西郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県福岡市西区石丸3-2-11					
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	瀬高郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県みやま市瀬高町下庄1628-4					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	三股郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4573-15					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	高城町郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県都城市高城町高城2855番地3					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	高崎郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県都城市高崎町大牟田1226-2					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	西岳郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県都城市高野町3058-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	真幸郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県えびの市向江976					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	野尻郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県小林市野尻町東麓2384-1					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	志布志郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目12-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	長島郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県出水郡長島町指江565-1					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	高城郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市高城町1561-1					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	阿久根郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県阿久根市栄町13					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	東市来郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県日置市東市来町湯田3180					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	鹿児島南郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿児島市谷山中央2丁目4519-1					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	国分郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県霧島市国分中央3丁目39-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	鹿屋郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿屋市白崎町1-20					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	中種子郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年5月21日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県熊毛郡中種子町野間5178-13					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	内之浦郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県肝属郡肝付町南方2647-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	高江郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市高江町339-2					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	川辺郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県南九州市川辺町平山6623					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	長浜郵便局	輸送施設の使用停止 (37日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市下甕町長浜552					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	野方郵便局	輸送施設の使用停止 (36日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県曾於郡大崎町野方6122-3					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	上山田郵便局	輸送施設の使用停止 (127日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県嘉麻市上山田1494-3					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	福岡東郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県福岡市東区香椎浜1-9-5					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	筑紫郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月27日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県福岡市南区屋形原3-44-1					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	筑紫野郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月27日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県筑紫野市二日市南2丁目13-15					
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	豊前郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県豊前市大字赤熊1418					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	牛深郵便局	輸送施設の使用停止 (96日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市牛深町1553-12					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	小川郵便局	輸送施設の使用停止 (84日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県宇城市小川町西北小川398-1					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	本渡郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市東浜町1-19					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	菊池郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県菊池市隈府772-1					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	下浦郵便局	輸送施設の使用停止 (47日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市下浦町2205-10					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	白水郵便局	輸送施設の使用停止 (46日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1444-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	二江郵便局	輸送施設の使用停止 (43日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市五和町二江4728					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	苓北郵便局	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草郡苓北町志岐375-1					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	高森郵便局	輸送施設の使用停止 (39日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇郡高森町高森1599-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	青方郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2338					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	長崎北郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市川口町9-20					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	長崎東郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市かき道1丁目39-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	長崎中央郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市恵美須町1-1					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	大村郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県大村市森園町663-9					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	奈良尾郵便局	輸送施設の使用停止 (42日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷645-10					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	黒崎郵便局	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市下黒崎町1335					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	玉之浦郵便局	輸送施設の使用停止 (38日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県五島市玉之浦町玉之浦638-2					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	小値賀郵便局	輸送施設の使用停止 (37日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県北松浦郡小値賀町大字笛吹郷1867					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	荒川郵便局	輸送施設の使用停止 (33日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県五島市玉之浦町荒川275-1					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	大島郵便局	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県平戸市大島村神浦331					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	鹿町郵便局	輸送施設の使用停止 (27日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦免527-14					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	肥前大島郵便局	輸送施設の使用停止 (26日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県西海市大島町1905					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	野母崎郵便局	輸送施設の使用停止 (25日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市野母町2151-14					
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	二本楠郵便局	輸送施設の使用停止 (23日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県五島市岐宿町中嶽八蔵木場2037-5					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	瑞穂郵便局	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛163					